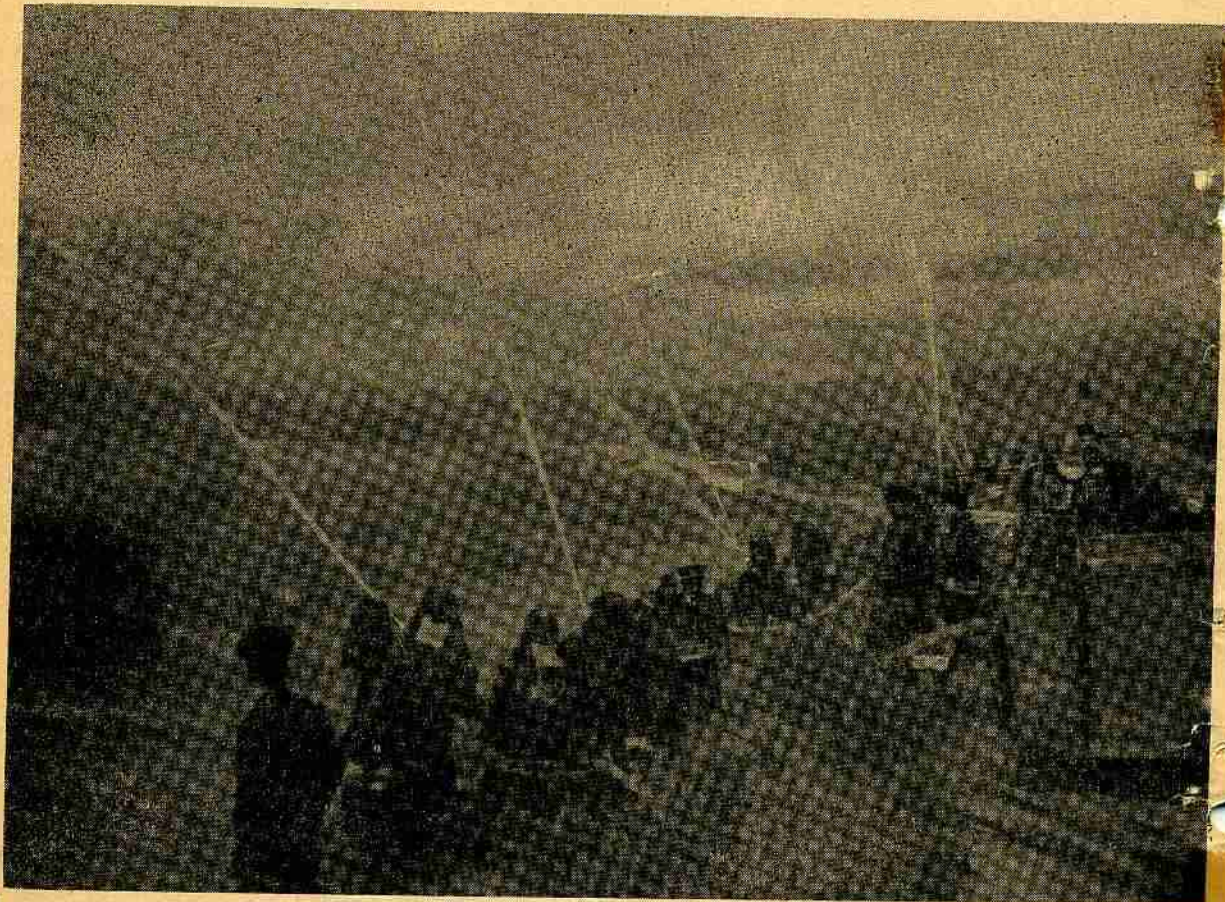


① 広報のほりべつ

町の人口
男 16.672
女 16.563
計 33.235
世帯数
8004

発行 登別町役場住民係

印刷 室蘭印刷株式会社



消防演習

来馬川にて

目次

- 一、 財政白書
- 二、 身体障害者実態調査のお知らせ
- 三、 育児手帳
- 四、 狂犬病予防注射と畜犬登録を行います
- 五、 庁舎機構の一部配置替を行いました
- 六、 防犯のしおり
- 七、 「がん」早期発見、予防の検診を行います
- 八、 納税相談を行います
- 九、 入場券を受取っていない方は至急補充名簿の申請を
- 十、 共同募金に協力を
- 十一、 二等陸、空士、婦人自衛官募集
- 十二、 住宅敷地を購入される方へ
- 十三、 町内会だより
- 十四、 十一月二十一日は衆議院議員総選挙
- 十五、 選挙法が改正になりました

第七回消防秋期演習

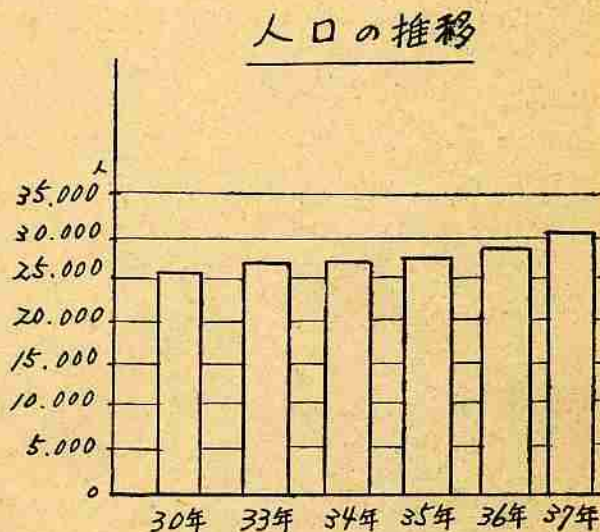
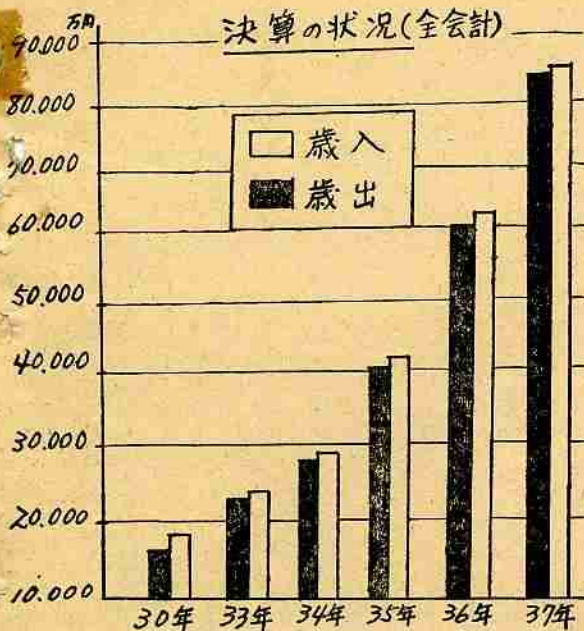
例年行われている消防秋期演習は十月四日に行われ、自衛隊プラスバンドを先頭に市内を行進し、住宅グラウンドで表彰式や小隊訓練を行ったあと来馬川に於て放水演習を行いました。

財政事情

昭和38年9月30日現在

概要

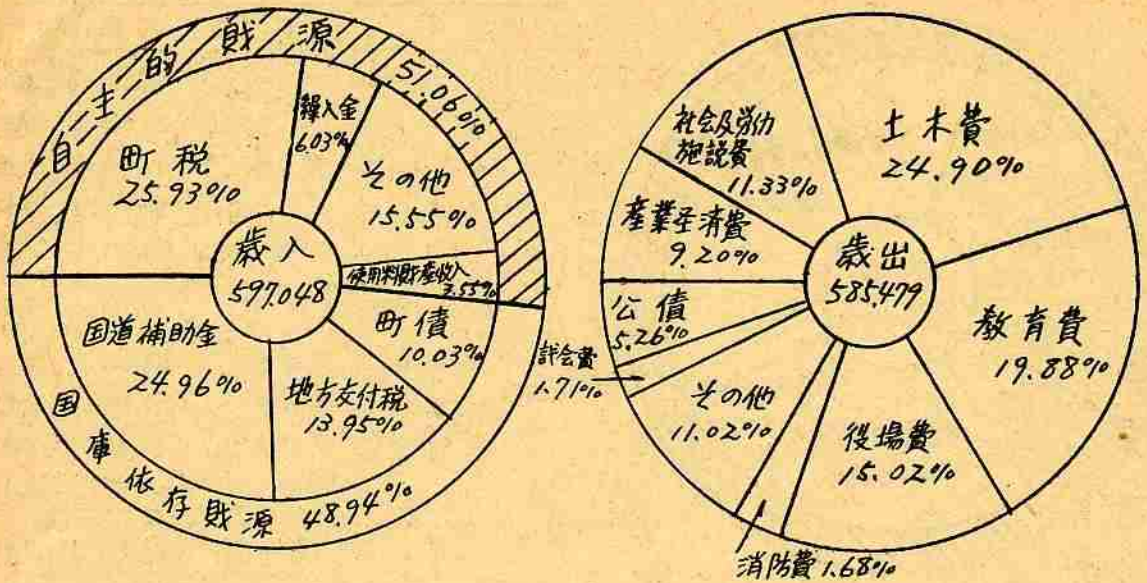
登別町の財政規模は昭和30年度172,455千円でありましたが昭和37年度に於ては855,988千円となり約5倍の伸びを示しており毎年黒字決算を続け今日に至っております。又行政規模につきましても都市計画事業の推進と相まつて着々街造りをなし同時に教育社会福祉施設等の建設を行い、登別市建設も近い将来実現するものと考えられます。以下本町財政の現況を昭和37年度決算並に昭和38年度予算を主体として表により説明します。



昭和37年度普通会計決算(見込)の状況

(単位千円)

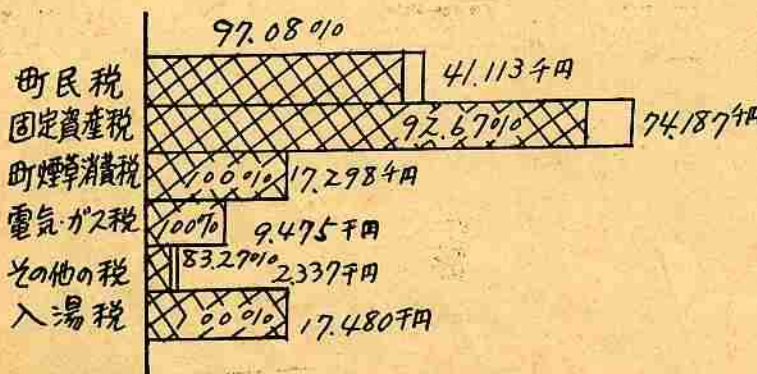
歳 入				歳 出			
税 目	決算(見込)額	決算総額に対する割合	科 目	決算(見込)額	決算総額に対する割合		
町 税	154,836	25.93%	議 会 費	9,989	1.71%		
地 方 交 付 税	83,258	13.95	役 場 費	87,953	15.02		
公 營 企 業 及 財 産 收 入	9,910	1.66	消 防 費	9,808	1.68		
分 担 金 及 負 担 金	1,847	0.31	土 木 費	145,758	24.90		
使 用 料 及 手 数 料	11,293	1.89	教 育 費	116,372	19.88		
国 庫 支 出 金	135,716	22.74	社 会 及 勞 働 施 設 費	66,309	11.33		
道 支 出 金	13,270	2.22	保 健 衛 生 費	11,266	1.92		
奇 附 入 金	8,551	1.43	産 業 経 済 費	53,890	9.20		
繰 入 金	36,000	6.03	財 産 費	29,104	4.97		
繰 越 金	8,220	1.38	統 計 調 査 費	179	0.02		
雑 收 入	74,247	12.43	選 挙 費	1,362	0.23		
町 債	59,900	10.03	公 債 費	30,775	5.26		
			諸 支 出 金 費	22,714	3.88		
			予 備 費	0			
合 計	597,048	100	合 計	585,479	100		



町税収入状況 (見込)

(単位千円)

税目	調定額	収入済額	収入率	税収入総額に対する割合	収入済額		備考
					住民1人当り(円)	1世帯当り(円)	
町民税	41,113	39,887	97.08	25.73	1,224	5,117	人口
固定資産税	74,187	68,750	92.67	44.42	2,113	8,836	38.3,31現在
町煙草消費税	17,298	17,298	100	11.18	532	2,223	32.539人
電気ガス税	9,475	9,475	100	6.12	291	1,218	世帯数
その他の税	2,337	1,946	83.27	1.26	59	250	7.781世帯
入湯税	17,480	17,480	100	11.29	537	2,246	
合計	161,890	154,836	95.64	100	4,756	19,890	

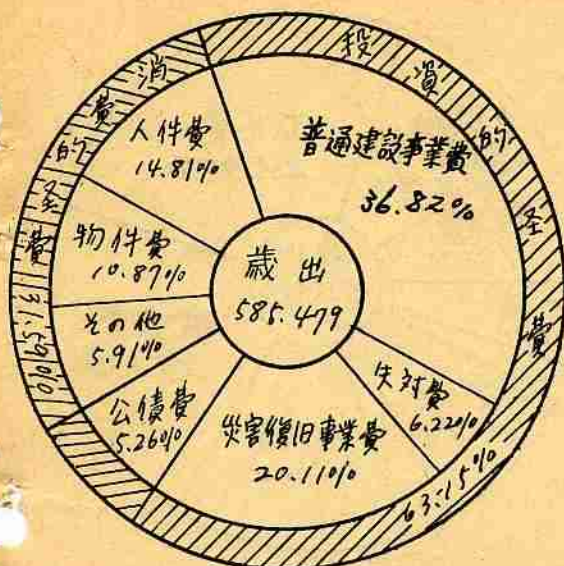


凡例

- 調定額
- ▨ 収入額

普通会計歳出費目別内訳 (見込) (単位千円)

費目		決算額	割合%
消費的経費	人件費	86,657	14.81
	物件費	63,648	10.87
	維持修繕費	11,705	2.00
	その他	22,921	3.91
	小計	184,931	31.59
公債費		30,775	5.26
投資的経費	普通建設事業費	215,608	36.82
	災害復旧事業費	117,765	20.11
	失業対策事業費	36,400	6.22
	小計	369,773	63.15
合計		585,479	100

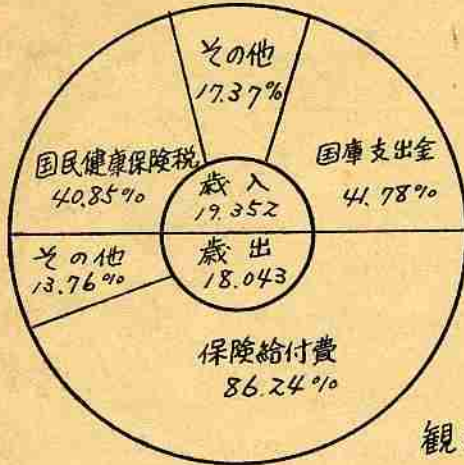


昭和37年度特別会計決算 (見込) の状況

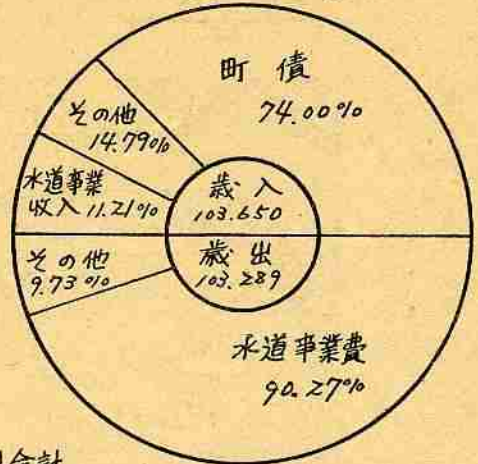
(単位千円)

区分 会計別	歳入				歳出			
	科目	決算(見込)額	決算総額に対する割合%	科目	決算(見込)額	決算総額に対する割合%		
国民健康保険	国民健康保険税	7,907	40.85	役場費	1,672	9.27		
	使用料及手数料	15	0.08	保険給付費	15,560	86.24		
	国庫支出金	8,084	41.78	公債費	0			
	繰越金	3,274	16.92	諸支出金	811	4.49		
	雑収入	72	0.37	予備費	0			
	合計	19,325	100	合計	18,043	100		
水道	水道事業収入	11,619	11.21	水道事業費	93,237	90.27		
	附帯事業収入	9,457	9.12	附帯事業費	6,453	6.25		
	国庫支出金	1,021	0.99	公債費	3,599	3.48		
	寄附金	2,200	2.12	諸支出金	0			
	繰入金	1,400	1.35	予備費	0			
	繰越金	574	0.55					
	雑収入	679	0.66					
	町債	76,700	74.00					
合計	103,650	100	合計	103,289	100			
観光事業	営業収入	53,038	39.02	運営管理費	374	1.29		
	営業外収入	81,901	60.25	営業支出	45,861	34.29		
	繰越金	999	0.73	営業外支出	87,499	64.42		
	合計	135,938	100	予備費	0			
総合計	258,940		総合計	255,066				

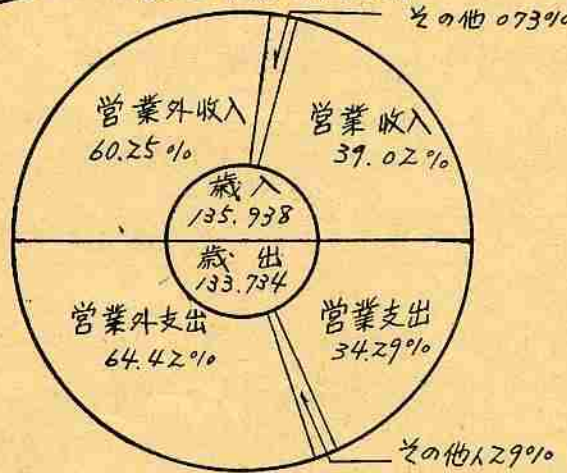
国民健康保険特別会計



上水道特別会計



観光事業特別会計



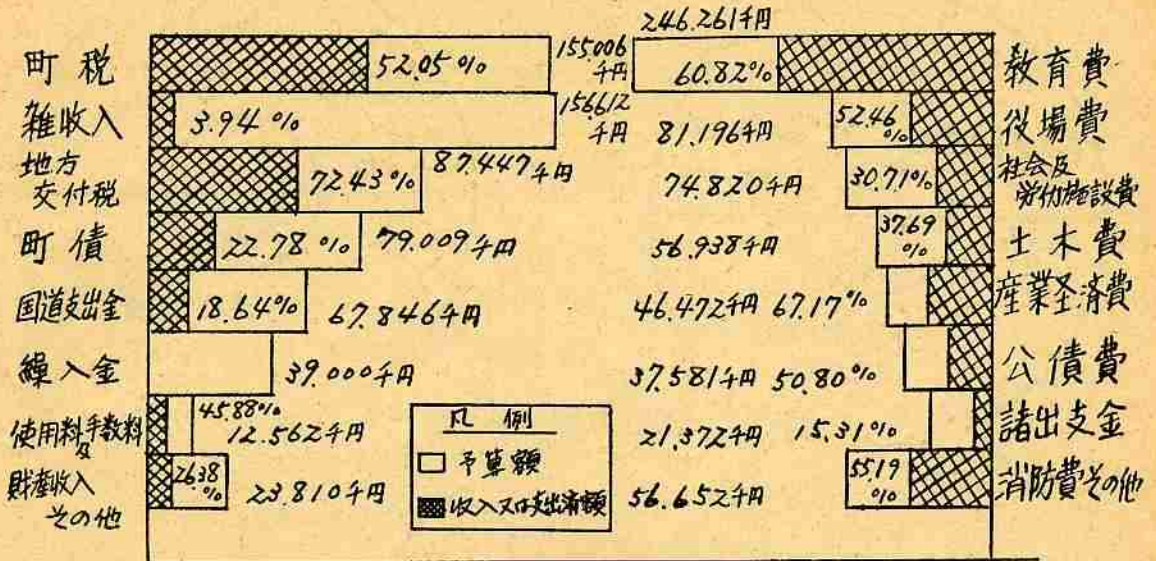
昭和38年度普通会計予算の状況

(単位千円)

歳入					歳出						
科	目	予算額	総額に対する割合	収入済額	予算に対する収入割合	科	目	予算額	総額に対する割合	支出済額	予算に対する支出割合
町	税	155,006	24.95%	80,677	52.05%	議	会	7,769	1.25%	3,521	45.32%
地	方	87,447	14.08%	63,339	72.43%	役	場	81,196	13.07%	42,594	52.46%
公	営	8,518	1.37%	3,939	46.24%	消	防	20,993	3.38%	14,812	70.60%
分	担	1,457	0.22%	821	56.35%	土	木	56,938	9.16%	21,461	37.69%
使	用	12,562	2.02%	5,763	45.88%	教	育	246,261	39.64%	149,764	60.82%
国	庫	59,650	9.60%	12,644	21.20%	社	会	74,820	12.04%	22,975	30.71%
道	支	8,196	1.32%	—	—	保	健	12,474	2.01%	5,315	42.61%
寄	附	2,421	0.39%	1,520	62.78%	産	業	46,472	7.48%	31,216	67.17%
繰	入	39,000	6.28%	—	—	財	産	13,082	2.11%	6,210	47.47%
繰	越	11,414	1.84%	—	—	統	計	265	0.04%	138	52.08%
雑	收	156,612	25.21%	6,164	3.94%	選	挙	1,819	0.29%	1,253	68.88%
町	債	79,009	12.72%	18,000	22.78%	公	債	37,581	6.05%	19,093	50.80%
						諸	支	21,372	3.44%	3,273	15.31%
						予	備	250	0.04%	—	—
合	計	621,292	100%	192,867	31.04%	合	計	621,292	100%	321,625	51.77%

歳入

歳出



町税の状況

(単位千円)

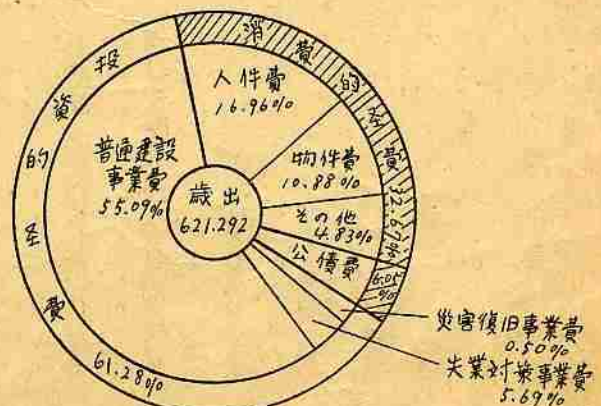
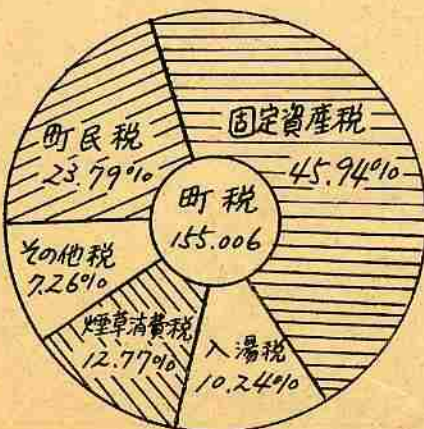
普通会計歳出費目別内訳

(単位千円)

税目	予算額	総額に対する割合 (%)	住民1人当り	1世帯当り
町民科	36,882	23.79	1,101	4,551
固定資産税	71,216	45.94	2,126	8,788
町煙草消費税	19,789	12.77	591	2,442
電気ガス税	9,314	6.01	278	1,149
その他の税	1,940	1.25	58	239
入湯税	15,865	10.24	473	1,958
合計	155,006	100	4,628	19,127

費目	予算額	割合 (%)
消費的経費	202,961	32.67
公債費	37,581	605
投資的経費	380,750	61.28
合計	621,292	100

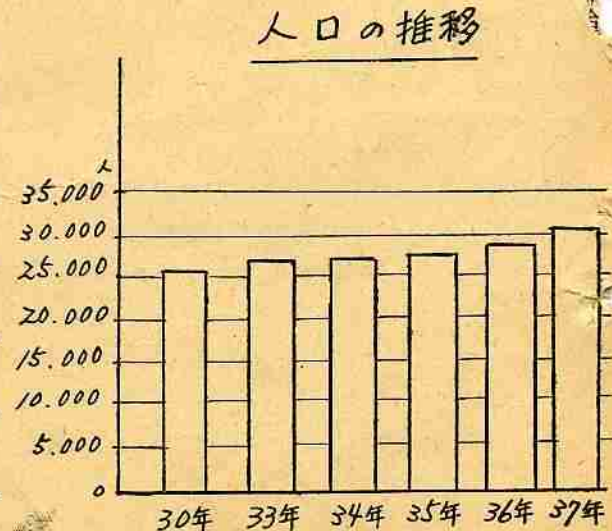
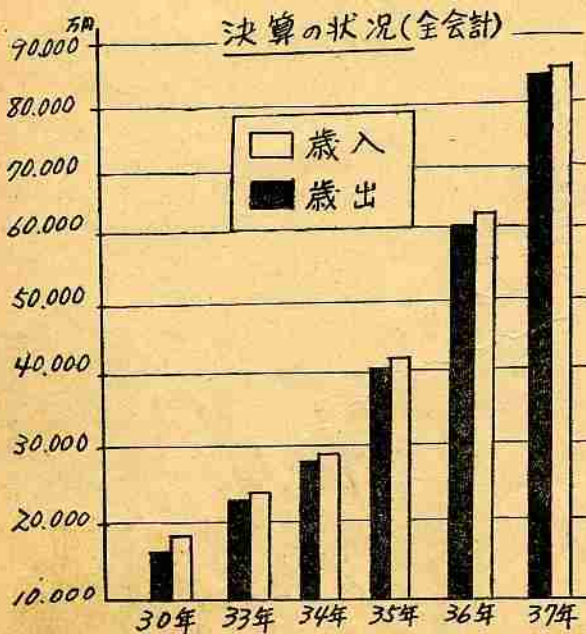
38.9.30現在 人口 33,496人
世帯 8,104世帯



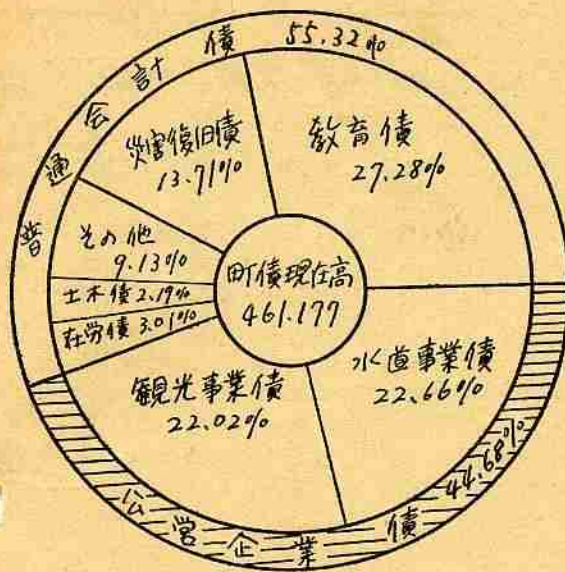
昭和38年度特別会計予算の状況

(単位千円)

	歳入					歳出				
	科目	予算額	総額に対する割合	収入済額	予算に対する収入割合	科目	予算額	総額に対する割合	支出済額	予算に対する支出割合
国民健康保険	国民健康保険税	9,040	74.05	1,321	14.61	役場費	1,631	8.49	452	27.71
	使用料手数料	21	0.13	3	14.29	保険給付費	17,009	88.52	4,849	28.51
	国庫支出金	9,553	49.10	4,088	21.79	保険施設費	95	0.49	—	—
	繰越金	500	2.60	—	—	公債費	72	0.38	—	—
	雑収入	100	1.52	10	10.00	諸支出金	303	1.58	165	54.46
	予備費	—	—	—	—	予備費	104	0.54	—	—
合計	19,214	100	5,422	28.22	合計	19,214	100	5,466	28.45	
上水道	水道事業収入	23,983	70.99	7,882	32.86	水道事業費	20,529	56.27	10,864	52.92
	受託事業収入	11,361	25.63	6,986	61.49	受託工事費	7,040	19.30	4,230	60.09
	繰越金	300	0.90	—	—	公債費	8,695	23.83	3,944	45.36
	雑収入	839	2.48	260	30.99	諸支出金	165	0.44	—	—
	予備費	—	—	—	—	予備費	54	0.16	—	—
合計	36,483	100	15,128	41.71	合計	36,483	100	19,038	52.18	
観光事業	営業収入	59,520	46.60	31,095	52.24	運営委員会費	280	0.22	17	6.07
	営業外収入	66,001	51.67	834	1.26	営業支出	40,761	31.91	20,816	51.07
	繰越金	2,210	1.93	—	—	営業外支出	86,589	67.79	74,368	85.89
	予備費	—	—	—	—	予備費	101	0.08	—	—
合計	127,731	100	31,929	25.00	合計	127,731	100	95,201	74.53	
総合計	183,428	100	52,479	28.61	総合計	183,428	100	119,705	65.26	



町債現在高 (単位千円)



区分	現在高	総額に対する割合	備考
教育債	125,788	27.28	住民1人当り (33,496人)
社会及労働施設費	13,872	3.01	負債額 13,768円
土木債	10,090	2.19	1世帯当り
産業経済債	8,546	1.85	(8,109世帯)
消防債	7,875	1.71	負担額 56,872円
保健衛生債	3,859	1.13	
災害復旧債	64,621	13.71	
その他債	20,478	4.44	
水道事業債	104,490	22.66	
観光事業債	101,558	22.02	
合計	461,177	100	

町有財産

土地			建物			金員		合計	住民1人当り (33,496人)
種別	地積	価格	種別	坪数	価格	種別	金額		
役場敷地	3.112	457,840	役場及支所	539.280	56,700,000	株券	18,505,000	807,755,881	土地 1,319円
墳墓地	89.814	1,169,350	職員住宅	694.370	17,306,000	積立金	50,448,711		建物 18,874円
宅地	63.928	8,935,260	引揚者住宅	482.500	4,090,000	債券	2,111,000		金員 3,922円
山林	2,002.827	1,698,530	校舎	8,867.000	318,375,000	貸付金	59,450,000		
学校敷地	622.702	22,481,480	教員住宅	748.270	14,930,000	出資金	845,000		
その他	784.212	9,451,710	公営住宅	1,870.570	76,932,000				
			その他	2,187.160	143,869,000				
計	3,566.805	44,194,170	計	15,389.150	632,202,000	計	131,359,711	円	合計 24,115円

納税組合を

つくりましょう

毎月貯蓄して、納期の時に納めるために納税組合が、各地区で結成されております。

納税組合に加入すると、納期内に納めた額に応じて奨励金が交付される他、納税組合を新設した場合は設立補助金が交付されます。

十人以上で組合を結成される時は、税務課へ御相談ください。

住民登録は

お済みですか

住民登録は他市町村から転入して来た場合(住民登録している方で町内転居や前の届出事項に変更のある場合も含む)は十四日以内に役場が最寄の支所で登録しなければならぬことになっております。登録を怠りますと住民としての資格がなく証明書類の交付を受けられないばかりでなく理由によっては罰則が適用されることがありますので登録の済せていない方は期間内に済ませるようにしましょう。

米穀類通帳の切替え

は十一月中に!!

昭和三十九年度の新規米穀通帳が出来ましたので現在使用している通帳(米屋さんにあります)を持参のうえ新規通帳の交付を受け下さい。

切替期間

十一月一日～三〇日まで

切替場所

役所 正民課又は最寄の各支所

身体障害者実態調査のお知らせ

身体障害者の福祉に必要な事から、十八才以上の身体障害者（手帳をお持ちの方）にお聞きして今後の身体障害者福祉法を、円滑適正に運用することになりました。該当者は、十一月十日までに、かならず役場が最寄りの支所へおいでください。

国民健康保険に加入しよう

職場の健康保険に加入している方以外で国民健康保険に加入していない方はありませんか？国民健康保険に加入しておくことによって不慮の事故（病氣等）にもあわてることなく安心して医療の給付を受けることが出来るわけです。現在の健康保険にも加入して、生活保護を受けていない方は全部加入しなければならぬわけですから、手続は役場、最寄の各支所で簡単に済ませることが出来ます。

育児手帳(三)

子供は小さいときのしつけが次第でどうにもなります。良いしつけをして強く正しい子供を育てましょう。

①よいことはほめるようにつとめましょう

ほめることは、しかることもよりもしつけには効果のあることです。よく考えてやったこと、がんばったこと、根気づよく、よいことをしたことなどについてほめるようにつとめましょう。

②子供らしい遊びをのびまじょう
遊びの世界は、年令が低いほど子どもの生活の主体となるもので、成長のための栄養のようなものです。年令相応の遊びを与えて、すくすくとのはしてやりましょう。

③仲間遊びや交際で社会性を育てましょう
仲間遊びや交際の中から、親や家庭でできないしつけが身につくものです。親は、これから、子供が人づきあいや協力のしかたを身につけるように教えましょう。

④小さい時から社会のきまりを守ることを教えましょう
公共心や社会道徳は、大きくなってから、急に理屈を教えても効果はありません。小さいうちから、親が手本を示して自然につちかっで行きましょう。

弱いものや不幸な人に同情をもち父母や年上の人に尊敬の心をもつことは、人間として大切なことです。いたわりと尊敬の心をのび愛情の豊かな子供に育てましょう。

狂犬病予防注射と畜犬登録を行います

秋の狂犬病予防注射と畜犬登録を次の日程で行います。この期間中に予防注射と登録洩れの犬はすべて飼主のない犬とみなして、さ

きにお知らせしたとおり今年十二月三十一日までの間に随時各処で（夜間も行います）捕獲又は棄殺処分をします。

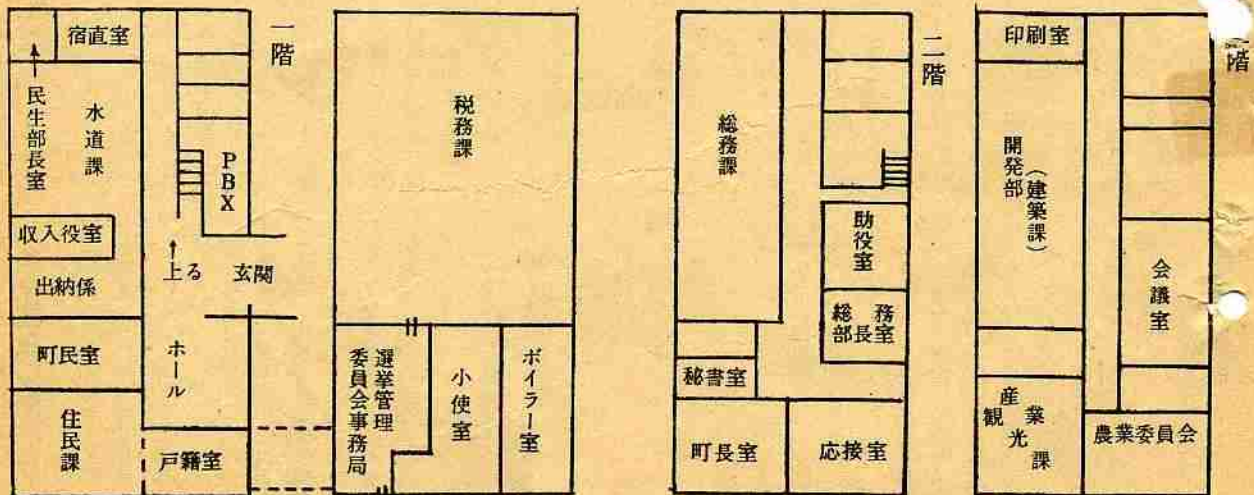
実施日程

- 十一月一日 はまなす団地バス停留所前 九時～十一時三〇分
- 富岸田村牧場前 十一月三〇分～十二時
- 十一月二日 鶴別生活館 九時～十二時
- 十一月四日 役場 九時～十二時
- 十一月五日 来馬富士鉄分室 九時～十二時
- 十一月六日 富浦漁組 九時～九時三〇分
- 富別支所 九時三〇分～十二時
- 十一月七日 中登別バス停留所前 九時～九時三〇分
- 温泉支所 十時～十二時
- 十一月八日 鉾山小学校 十時～十時三〇分
- 十一月九日 カルス・オロフレ荘 十一時～十一時三〇分
- (予防注射料金二〇〇円 登録料三〇〇円)

庁舎機構の一部配置替を行いました

この度、窓口事務が一切、庁舎一階で済ませるように次のとおり配置替を行いました
 税務課→もとの消防本部横（改築水道課→もとの税務課
 選挙管理委
 員会事務局（もとの消防本部）

役場庁舎案内図



「がん」早期発見、予防の検診を行います

「がん」早期発見、予防のための検診お知らせ
 北海道がん協会に於て「がん」の早期発見、予防のため「がん」検診車により十一月下旬、検診を行うことになりましたので検診を受けたい方は、登別町役場内住民課保健衛生係に申込をして下さい

記

申込期日 十一月九日迄

検診予定日 十一月下旬

(日時が決定次第申込者に御通知いたします)

検診場所 登別町役場

料 金 一人 七八〇円

(検診日に受領いたします)

対象年令 四十才以上

防犯のしおり

秋の防犯運動が行われておりますが今回の防犯運動は、戸締りに重点をおいて行われております。各地域町会におかれましてもこの運動を盛り上げて明るく住みよい町づくりをしましょう。

各地域町会で実施してもらいたい事項としては、

①戸締り責任者制を採用する
 各家庭では、誰かを戸締り責任者として定める

②戸締りモデル地区を設定する
 各町会防犯協会で比較的盗犯の多いところを選んで戸締りモデル地区として定め地域住民の防犯意欲を高める

③会社、事務所、工場等での防犯責任者制を採用する
 防犯責任者をきめてその者は施錠等の責任をもつようにする

④作業所従業員に対する防犯指導
 従業員の防犯指導を実施して、自分の围りは自分で防犯措置を講ずるようにする

⑤防犯診断を実施する
 各地域町会では防犯意欲を高めるため各班又は町会を区分して巡回員を設け夜間の戸締りについて施錠の状況等を見て歩く防犯診断を実施する

⑥防犯懇談会
 防犯思想を高めるため各地域毎に防犯懇談会を催す

納税相談を行います

所得税や贈与税などの申告の仕方や計算の仕方、納税方法など税に関するいろいろなことについてみなさんの相談を受ける納税相談を左記により行いますのでお気軽にお越し下さい

日 時 十一月八日 午前一〇時
 より午後三時まで

場 所 登別町体育館
 主 催 室蘭税務署

入場券を受取つていない方は至急補充名簿の申請を!!

衆議院議員選挙と最高裁判所裁判官国民審査は、十一月二十一日に行なわれますが、この選挙に用いられる名簿は、今春行なわれた町議選と同様、昨年九月十五日現在で調整した基本選挙人名簿と、知事と道議選並びに町長と町議選挙に用いた補充選挙人名簿のほか、今回十一月一日現在で調整する補充選挙人名簿により行われます。

選挙権があつても、これらの各選挙人名簿に登録されておられませんと、投票できませんので、当町に選挙権を有する方で、まだ投票所入場券を受取っていない方(次に該当する方)は、至急補充選挙人名簿の登録申請をして下さい。

なお、この間(九月十五日〜十月初め頃までの間)役場職員が各戸にお伺いして調整した名簿(基本選挙人名簿)は、十二月二十日以後一ヶ月間に行われる選挙に用いられる名簿ですので今度の選挙には関係ありませんから、お間違いないように特に御注意ください

●申請しなければならぬ人
 昭和十八年十一月二日までに出生し、本年八月一日以前から当町に住所を有する方で、昨年九月十五日現在で調整した基本選挙

共同募金に協力を

恵まれない環境にある方々が少しでもしあわせになつてもらうと助け合いの心を集めて共同募金運動が行われております。今年の登別町の募金目標額は一〇〇万円です。募金方法は戸別募金、大口(法人等)募金、街頭募金(赤い羽根)の方法によつて十一月二十日まで行われております。募金目標達成にみなさまのあた、かい御協力をお願い致します。

二等陸・空士 募 集

①申請期間 十一月二日から十一月八日までの七日間

②申請方法 申請書用紙は、選挙管理委員会と投票所入場券と一諸にお届けしたチラシの片側を使用しても結構です。申請期間内に選挙管理委員会又は最寄りの支所え捺印の上提出してください。

③その他 申請期間中は、毎日午前八時半から午後五時まで申請の受付と選挙人名簿を閲覧しておりますので、登録の有無を確かめた上で申請してください。

申請期間外は、いかなる理由があつても、受付できませんから至急申請して下さい。

④志願手続
 いずれも、役場住民係又は幌別駐屯地本に申請して下さい。

二等陸・空士
 婦人自衛官
 一等陸・空士
 婦人自衛官

応募資格 満十八才から二十五才までの男子
 受付期間 十二月十日まで
 試験場及び試験日 幌別部隊 十一月八日及び十日

⑤婦人自衛官
 応募資格 明年四月一日現在二十五才未満の独身女子で保健婦、助産婦又は看護婦の免許を有する者及び、来春免許を有する見込の方
 受付期間 十一月三十日迄
 試験日 十二月八日

住宅敷地を購入される方へ

住宅政策が国会に於て大きく取り上げられ一世帯一住宅を目標に種々融資制度が大巾に拡大されることになっております。又職域団体に於ても福利厚生機関よりの住宅融資がなされて居る所が多くなって参りました。この様な時に自分の家を建てようと計画なされて居る方々のために敷地の購入法について諸注意を申し上げ参考にして

町内会だより

富浦町内会



会長 古川常三郎

富浦地区は、半農半漁の世帯が大半ですが、数年の不漁続きで、各戸のカマドは年毎に貧困をきわめる一方でした。

それで部落民全員が一致協力してこの経済を直すために、昭和三十四年七月に一三〇世帯による富浦町会(会長古川常三郎)が結成されました。

会には総務、社会文化、納税・衛生・婦人・青年・奉参の各部を設け、第一に生活文化の向上、第二に福祉厚生促進など、数項目の

し度いと存じます。

各種の住宅融資制度の総論どが融資の条件として建築基準法による確認を得ることになっておりますが、この建築基準法には「建築物の敷地は道路に二メートル以上接しなければならぬ」と規定されております。処が道路に接しない敷地を購入した為に融資を受けられないばかりでなく建築確認も得

スローガンをかけて事業を進めました。

その主な事業内容は、大型漁礁の築設、無動力漁船の動力への切替え、漁具の改善などを行って大幅な収入実績をあげ、そしてこれによる毎日の水揚げ総額の三パーセントを天引き貯金するほか、毎週二回貯金箱を持って各戸を廻り、貯蓄と納税貯金を奨める一方、冠婚葬祭の簡素化と虚礼を廃止して生活の改善と経済の立直しを行い福祉厚生や衛生などの面でも、児童遊園地の新設(七〇坪)、富浦会館の改修(二八坪)、防犯灯の設置(一〇個)、衛生思想普及講演会の開催(毎年一回)、全員健康診断(毎年一回)、道路等の清掃(週二回)などを行い、又諸官庁に接衝して保育所、富浦川の護岸、富浦駅待合室、崖くずれ防止壁、海浜浸蝕堤防の建設をみるにいたり、昔とは、うってかわった

られず建築出来ないという事態が発生した事例が最近非常に多くなつて参りました。又建築基準法に云う道路とは国道、道道、町道、いわゆる公道と都市計画法によって築造した道路、又私道を築造し指定を受けた道路とに限定されて居りますので各地にある土地会社に於て分譲している宅地は一見道路も築造され支障ない様におもわれますが道路の指定を受けていないものもありますので購入に際して

豊かな町を築き、昨年十一月北海道生活文化賞を受賞しました。

現在では、生活保護を受けている世帯は全くなく、税金も百パーセント完納し、会の財産として土地三四坪、家屋(会館)二八坪、畳四〇枚、机三五、座蒲団六〇枚を有しております。

は充分、無駄な費用を掛けない様心かける事が必要とおもいます。道路の指定を受けた台帳や図面は役場建築係に保管してありますのでいつでもお越し下さい。またこの外に土地を購入する際には種々注意しなければならぬ事項もありますが主なる事項をあげますと

- 3 區(住宅地は南向が良い)
 - 4 道路(建築基準法、都市計画法の規制があります)
 - 5 地主(土地登記簿を調べる)
 - 6 地上権等の他の有無
 - 7 水利(土地により水道管延長不能の場合あり)
 - 8 地算(地盤軟弱により建築費増加する事あり)
- 以上の事を充分考慮し自分の予算に合った良い土地を見つけたら住宅計画の第一条件です。詳細は役場各担当係に御相談下さい。



(各家庭の消費)



貯金箱を持って各戸を訪問

『納税で築けよい街よい社会』

自11月20日至12月25日

納税強調月間

明かるく住みよい町を築くためには、町税は欠くことのできないものです。みんなが納税に協力しあつて、住みよい街を築きましょう。

今月の納税

- 町民税
 - 道民税
 - 保険税
- (三期)

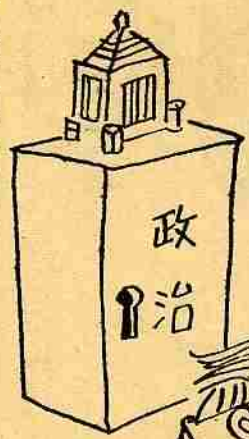
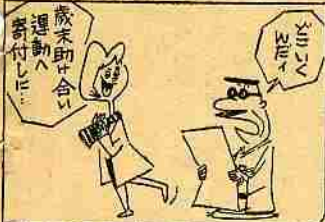
期限は十一月三〇日です。

納期内に納めましょう



北のぞく一家

工藤恒幸



政治のカギ
 私たちは一票によつて政治のカギを代表者に渡すのです。



11月22日衆議院議員総選挙

必らず投票
 しましょう！

衆議院議員選挙と最高裁判所裁
 判官国民審査投票は、十一月二十
 一日に行われます。
 選挙日の公示は、十月三十一日
 に行われ、その日から十一月二十
 日までの期間中、毎日午前八時半
 より午後五時までの間不在者投票
 ができます。個人演説会や街頭演
 説並びに七日午後六時から登別町
 体育会館で行なわれる立会演説会

などでの各候補者の政見や考えを
 良く聞き、良く知った上で、正し
 いと思う人に投票しましょう。

選挙法が改正に なりました

投票時間は午後八時まで延長
 選挙法の改正により、十一月二
 十一日行われる衆議院議員総選挙
 のみ、投票所の開閉時刻が、午
 前七時と午後八時に、又選挙運動
 関係では、今までのように電柱や
 人の目に付きやすい所に貼られて
 いたポスターが、公営のポスター
 提示場以外には、絶体貼ることが
 できなくなり、その代りに、午前
 九時から午後五時までの間、運行
 中の自動車からも連呼行為ができ
 るようになりました。

あなたを守る 正しい通行



登別国際観光会館

安い料金でデラックスなムードを味わうことができま
 す。御家族づれで一度お越下さい。

TEL 登別温泉 311番

カルルス保養温泉

登別町営
 国民宿舎

オロフレ荘

TEL カルルス 11番

ご家族づれの清遊ご湯治にみなさんのおこしをお待ち
 しております。